

委第3号議案

富岡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

別紙議案を、富岡市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年3月21日提出

提出者 富岡市議会議会運営委員会
委員長 茂原 正秀

富岡市議会議長 佐藤 信次 様

提 案 理 由

市議会に提出される請願書に請願者の押印を必須としていたものを署名又は記名押印とする改正のほか、陳情書の処理について、写しを全議員に配布する改正、協議等の場をオンラインによる方法で開催することを認める改正、その他常用漢字の変更等に伴う用字用語の整理、現在の社会情勢等に照らして改正が適切と思われる事項を改正するため、富岡市議会会議規則の一部を改正したいとするもの

富岡市議会会議規則の一部を改正する規則(案)

富岡市議会会議規則(平成18年富岡市議会規則第1号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 会議 第1節～第8節 略 第9節 <u>公聴会及び参考人</u> (第77条—第83条) 第10節 略 第2章 委員会 第1節 総則 (第89条—<u>第93条の2</u>) 第2節～第6節 略 第3章～第6章 略 第7章 協議又は調整を行うための場 (第165条・<u>第165条の2</u>) 第8章及び第9章 略 附則 (欠席の届出)</p> <p>第2条 <u>議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 略 (会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 (会議時間)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u></p> <p>4 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議 第1節～第8節 略 第9節 <u>公聴会、参考人</u> (第77条—第83条) 第10節 略 第2章 委員会 第1節 総則 (第89条—<u>第93条</u>) 第2節～第6節 略 第3章～第6章 略 第7章 協議又は調整を行うための場 (第165条) 第8章及び第9章 略 附則 (欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>疾病、育児、慶弔、災害その他やむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 略 (会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 (会議時間)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</u></p> <p>3 略</p>

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(投票)

第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(委員会の審査又は調査期限)

第43条 略

2 前項の期限までに審査又は調査が終わらなかったときは、その事件は、第38条(委員会に付託した事件の審議順序)の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第44条 略

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(発言の許可等)

第49条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 略

(発言の通告をしない者の発言)

第51条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2及び3 略

(発言内容の制限)

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。

(委員会の審査又は調査期限)

第43条 略

2 前項の期限までに審査を終わらなかったときは、その事件は、第38条(委員会に付託した事件の審議順序)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第44条 略

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(発言の許可等)

第49条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 略

(発言の通告をしない者の発言)

第51条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2及び3 略

(発言内容の制限)

第54条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2及び3 略

(表決問題の宣告)

第66条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立又は挙手による表決)

第69条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第70条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員4人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 略

(簡易表決)

第75条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、起立又は挙手の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第76条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いずに会議に諮って決める。

第54条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2及び3 略

(表決問題の宣告)

第66条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立又は挙手による表決)

第69条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第70条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員4人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 略

(簡易表決)

第75条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、起立又は挙手の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第76条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いずに会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第9節 公聴会及び参考人

(公述人の決定)

第79条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 略

(欠席の届出)

第90条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 略

(出席委員に関する措置)

第93条の2 この章における出席委員には、富岡市議会委員会条例(平成18年条例第220号。以下「委員会条例」という。)第14条の2の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席している委員を含む。

(動議の撤回)

第99条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

(発言の許可)

第113条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 公聴人、参考人

(公述人の決定)

第79条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 略

(欠席の届出)

第90条 委員は、疾病、育児、慶弔、災害その他やむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 略

(オンラインを活用した会議)

第93条の2 富岡市議会委員会条例(平成18年条例第220号)第14条の2第2項の規定により委員長の許可を得て、同条第1項に規定する映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンライン」という。)により会議に出席した委員は、前条第1項、第95条、第98条、第107条第1項及び第118条第2項の出席委員とする。

2 オンラインを活用した会議の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(動議の撤回)

第99条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(発言の許可)

第113条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第115条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 略

(委員外議員の発言)

第116条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員」という。)に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、委員会条例第14条の2の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(委員長の発言)

第117条 略

2 委員会条例第14条の2の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

(答弁書の配布)

第124条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えるこ

第115条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 略

(委員外議員の発言)

第116条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、会議(オンラインを活用した会議を含む。第141条第1項において同じ。)への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

(委員長の発言)

第117条 略

2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンラインを活用した会議に出席した場合における同項の規定については、同項中「委員長席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければならない」と、「委員長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事進行を行うことができない」とする。

(答弁書の朗読)

第124条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

とができる。

(表決問題の宣告)

第127条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第128条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、委員会条例第14条の2の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(挙手による表決)

第130条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が挙手者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第131条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 略

(簡易表決)

第136条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、挙手の方法で、表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第137条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案

(表決問題の宣告)

第127条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第128条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(挙手による表決)

第130条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が挙手者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第131条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 略

(簡易表決)

第136条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、挙手の方法で、表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第137条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案

について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第138条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4 略

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第140条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第141条 略

2 略

3 前項の場合において、委員会条例第14

について表決をとる。

(請願書の記載事項等)

第138条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印をしなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3 略

4 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第140条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(紹介議員の委員会出席)

第141条 略

2 略

条の2の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(請願の審査報告)

第142条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により、議長に報告しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 略

(陳情書の処理)

第144条 議長は、陳情書又はこれに類するものが提出されたときは、別に定めるところによりその写しを議員に配布するものとする。

(携帯品)

第151条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められるものであって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(資料等の配布許可)

第156条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第158条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

(懲罰動議の審査)

第160条 懲罰については、議会は、第37条

(請願の審査報告)

第142条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 略

(陳情書の処理)

第144条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(携帯品)

第151条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

第156条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第158条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

(懲罰動議の審査)

第160条 懲罰については、議会は、第37条

(議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(代理弁明)

第160条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(協議又は調整を行うための場)

第165条 略

(協議等の場の開催方法の特例)

第165条の2 議長は、構成員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の構成員個人の責めに帰することができない事由により協議等の場を開こうとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により協議等の場を開こうとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(協議又は調整を行うための場)

第165条 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。